

令和6年神奈川県議会本会議第3回定例会 文化スポーツ観光常任委員会

令和6年10月2日

◆亀井たかつぐ委員

それでは、すみません、よろしくお願ひいたします。

まずは、収入証紙の廃止について、何点か、すみません、ちょっと私も詳しくないので、基本的なところからいろいろ聞かせていただければと思うので、よろしくお願ひします。

今回の常任委員会において、キャッシュレス化を進め、そして、収入証紙を廃止するとの報告がありましたけれども、収入証紙にも利点があるのではないかなど私思っておりまして、廃止する理由等について、今日はいろいろ確認をさせていただきたいと思っています。

まず、収入証紙というのは、基本的にどのようなところで購入できるのか。また、購入した収入証紙は、どのようにして手数料の納付に用いられるのかというのをちょっと教えていただいていいですか。

◎文化スポーツ観光局管理担当課長

収入証紙は、基本的に、知事が指定しました民間の販売所が運営している収入証紙販売所におきまして、現金で購入することができます。本年9月末現在で、県は、収入証紙の販売者としまして24者を指定しております、全部で100か所の販売所がございます。

また、収入証紙をどのようにして手数料の納付に用いるかというところでございますけれども、それぞれの手続ごとに手数料の金額というものが定められておりますので、その定められた金額の収入証紙を、販売所のほうで購入をしていただきます。申請書などにその収入証紙を貼付していただきまして県に提出することで、手数料が納付されたということになります。

◆亀井たかつぐ委員

販売所で、それも現金で購入できるんだと。県としては24者と契約をしていて、100か所でそういう購入できる場所がありますよという話ですね。

購入した金額に関しては、収入証紙出したそれが、手数料になるよという話ですが、そうなると、収入証紙を廃止することの利点というのは何かなと思ってしまうんですが、何が利点なんですか。

◎文化スポーツ観光局管理担当課長

収入証紙を廃止しまして、デジタル化、キャッシュレス化を進めることによりまして、申請者に多様な決済手段の選択が生まれ、手数料によりましては、休日や窓口時間外の申請や手数料の支払い、また、申請窓口に行かずに行き手続が完了することも可能となり、県民の利便性が向上するものと考えております。

◆亀井たかつぐ委員

いろいろ、要するに、その場に行かなくてもいいということとか、多様な決

済手段があって、県民の利便性を追求するということのようですが、一方で、収入証紙というのは、手数料を支払っていることの分かりやすい証拠にもなると思うんですね。

ここで、例えば、もしかしたら先行会派のほうで聞かれているかもしれません、パスポートの発給手続というのは、今後どのような方法で支払いをするのか、もう1回確認させてもらっていいですか。

◎国際課長

パスポートの申請手数料につきましては、収入証紙廃止後については、キャッシュレス端末等の導入による支払いを検討しております。導入するキャッシュレス端末により詳細は異なってきますけれども、キャッシュレス納付をした場合、一般的にはキャッシュレス端末からキャッシュレスの利用明細書と支払い明細書、この2枚が印刷されることになります。パスポートの発給手続の場合、そのうち支払い明細書のほうをパスポートセンターの窓口に提出いただく形で支払いを確認する、そういう形を現在、検討しております。

◆亀井たかつぐ委員

キャッシュレス端末を導入して、それでクレジットカード等で購入できるんでしょうけれど、そのときに利用明細書と支払い証明書が出てくるよと。支払い証明書のほうを、今で言う、証紙を貼るそういう書類と一緒に提出をして、証紙の代わりにしていきましょうねと。利用明細書のほうは、いわゆる領収書として取っておいてくださいねと。多分そういうことかなと思うんですけれども。

だったら、支払い明細書という新たなスキームをつくって、新たな証明書を発行するのではなくて、キャッシュレス化にした上で、証紙を残しておけばいいんじゃないかと思うんですけども、新たに、証紙はそのままで長い期間、ずっと経過して、それでも生き残っているというか、そういう便利な証明書もあるわけですね。

というのは、証紙というのは、さっき言ったように、必要な書類に貼付することによって、貴重なパーツの一つでもあるので、それを貼付したことによって書類が出来上がる、そういう証明の印にもなるし、さらに、例えば5,000円の証紙を買ったときに、5,000円を払ったよという領収書にもなるので、一石二鳥だと私は思っているんですよ。

それなのに、キャッシュレスにした場合に、利用明細書と支払い明細書というのが出てきて、支払い明細書のほうを証紙に代えて添付しなければいけないというのは、県民の皆さんちょっとそれで結構、もしかしたら混乱するかもしれないし、それだったら、証紙残したらいいんじゃないのって私思うんですけども、いかがですか。

◎文化スポーツ観光局管理担当課長

会計局から聞いているところによりますと、確かに、委員おっしゃられるとおり、収入証紙は申請者が貼るということで、手数料が支払われたことが明確

になるというメリットございます。

一方で、社会のキャッシュレス化が進んでいる中で、電子申請や申請窓口でキャッシュレス決済が利用できるようになれば、わざわざ収入証紙を買いに行かなくてもよくなりまして、それも県民の利便性は向上するというメリットがございます。

キャッシュレス化が進めば進むほど、収入証紙の需要が減少しまして、収入証紙販売所の維持が難しくなりますので、キャッシュレス化というものと収入証紙は、両立がちょっとなかなか難しい関係があると。そのため、収入証紙を残していくということは、困難であるというふうに会計局のほうから聞いております。

◆亀井たかつぐ委員

今のコスト面の話なんかちょっと出たんですけども、それはだから、県が負担すれば私はいいかなとは思っているのは一つあります。

さらに、利用明細書と支払い明細書という二つの概念が出てきて、支払い明細書を添付してくださいねと。これって、証明書とか明細書を作成するときというのは手書きなんですか、それとも機械的に出てくるんですか、今考えているのはどうですか。

◎国際課長

パスポートのほうで想定しているものでお答えさせていただきますと、機械、端末から自動的に機械で出てくるものを想定しております。

◆亀井たかつぐ委員

これは、私たちも経験しているんですけども、例えば、コンビニとかで買物したときに領収書出てきますよね。機械的に出てくるわけです。あれって感熱紙に印刷してあるものが結構多くて、大体感熱紙に、数字とかが、金額とかが印刷されているんです。それというのは、大体3年とか4年とか5年たつと、皆さんも御承知のとおりですけれども、もう文字が薄くなって見えない、見えなくなっちゃう。支払い明細書の、要するに、証明書としての機能がだんだん薄れてくるわけ。証紙はそういうことがないんです。証紙は、半永久的に5,000円なら5,000円の証紙がそのまま残るわけ。だけど、感熱紙の場合は色が消えちゃう。

そうしたら、いや、色消えちゃっているから、あなたに提供した利用明細書で領収書代わりだから持ってきてなよと言われたときにも、それも感熱紙でできているから数字が消えちゃうと。そのような、私、危険性もあるかなと思っている。

証明するものとしては、非常に支払い明細書というのは、非常に危なっかしいリスクなものであって、証紙のほうが全然、私は今のキャッシュレスで購入するにしても、コスト面のフォローをしたとしても、やるべきだと思うんですが、いかがですか。

◎文化スポーツ観光局管理担当課長

証紙を残していくというところにつきましては、ちょっと会計局によりますと、なかなかコスト面で厳しいというのを聞いております。

収入証紙のほうなんですけれども、偽造の防止などという観点がありまして、印刷のほうになかなか経費がかかる状況でして、現在、大体年間約2,000万程度かかっております。こうしたものを、継続的にキャッシュレス化を進めながら負担していくということは、困難であるというふうに会計局から聞いております。

◆亀井たかつぐ委員

印刷にそこまでかかるとはいって、キャッシュレス化をしたときのクレジットカードとか、特に高齢者の方々は、そのやっぱり悪用とか、クレジットカードを落としたことによる本人の責任の重さとか感じちゃうと、なかなかそうも言つていられないのかなと思うんですけども、その辺のところって両立できないんですかね。

◎文化スポーツ観光局管理担当課長

会計局から聞いているところによると、なかなかキャッシュレスと収入証紙の両立というのは、一番コスト面のところで両立困難と聞いております。

ただ、キャッシュレス化していくに当たりましては、やり方が変わるというところについて、丁寧に周知をやっていくというところで、県全体としては考えておりますので、そういったところで対応してまいりたいと考えております。

◆亀井たかつぐ委員

この議論って、私、初めからちょっと議論が錯綜しちゃっているのが、キャッシュレス、イコール、証紙レスみたいになっちゃっているわけ。キャッシュレスがそのまま証紙レスになっちゃっていて、キャッシュレスだって証紙残したっていいじゃないかと、その逆だってあるんじゃないかと私思つてはいるんですよ。キャッシュレス、イコール、証紙レスになっちゃって、何でそういう議論が飛躍しちゃうのかなと思っているんですね。

コスト面で難しいと会計局が言つてはいるからといったって、だって、そのぐらいのお金出してあげないと、じゃ、今、証紙を販売している民間の企業の方々どうなっちゃうんですか。淘汰されてどんどん首切られちゃうんですか。その後のことを、県はしっかり考えてくださっているんですか。

◎文化スポーツ観光局管理担当課長

会計局から聞いているところによると、これまでそういった収入証紙廃止ということで、収入証紙の販売事業者の皆様には丁寧な説明をしてまいりました。今後も丁寧な説明をしていくと、そのように聞いております。

◆亀井たかつぐ委員

丁寧な説明、多分しつつあるんでしょうけれども、納得しているんですか、皆さん。

◎文化スポーツ観光局管理担当課長

会計局から聞いているところによりますと、丁寧な説明を続けているというところで、特に何か大きな反論、御意見等、聞いているというふうには会計局から聞いておりません。

◆亀井たかつぐ委員

又聞きの話になっちゃうので、本当は会計局長、呼びたいところなんですね、ここに。でも、今、常任委員会でやっているかもしれない、ちょっとなかなか難しいので、そこまではあれなんだけれども、会計局からの又聞きでこうですと言われちゃえば、こっちも、そんなことはねえだらうという話にはならないので、それは置いておいて、次の議論になるんですけども、キャッシュレス化で、一応、証紙レスになるということで、キャッシュレス化になりましたということなんですねけれども、今、高齢の方々が来て、5,000円の証紙を買いに5,000円のキャッシュを握りしめてくるわけです。そこで、じゃ、お願ひしますって今までどおりの証紙を購入しようと思ったら、いやいや、もう、キャッシュレスですから。クレジットカード、もしくは交通系のカード持ってきてくださいねと言われ、いやいや、私は銀行からお金戻すのにもカード使ったことないですよ。カードは一切持ったことがないので、これでお願いしますというふうに来た場合ですよね。

その場合というのは、この間も議論であったので、先行会派のほうでもあつたけれども、そういうふうな証紙を買うところの近くに、コンビニがあるのかどうかということも含めてなんでしょうけれども、そのような方々にはどのようにもう1回説明するんですか。

◎文化スポーツ観光局管理担当課長

会計局のほうから聞いているところによりますと、従来、収入証紙で手続をしておりました県の窓口で現金を取り扱うということにつきましては、紛失リスクなどのセキュリティー上の課題がございまして、そのためには、体制の確保などが必要となるといったことを勘案した結果、原則としては、窓口ではキャッシュレス収納のみとさせていただいたというふうに聞いております。

そうした形になりますので、窓口に来ていただいた皆さんに、コンビニ等で納付するという御負担ができるだけおかげしないためにも、キャッシュレスへの御理解をいただくということが重要と考えておりますし、申請者の方に対しましては、現在、1億枚以上発行されているSuicaやPASMOなど、交通系ICなど、キャッシュレス手段が身近にありますよということをアピールしまして、キャッシュレス決済の利便性を周知していきたいというふうに考えております。

◆亀井たかつぐ委員

これは私見ですけれども、日本の国民って、ちょっと前に、1万円札の福沢諭吉から渋沢栄一に変わって、やったとかいって、万歳とかって、結構大盛り上がりでしたよね。キャッシュに対しての信用度というか、崇拜というか、すごいですよね。こんなナンバーリング1番の、じゃ、1万円札はここで保管だみたいな話になっちゃっていて、それだけキャッシュに対してすごく信頼を置いているというか、キャッシュに関してのすごく重みを感じているのに、一方ではキャッシュレスだと。

また、二重の基準というか、ダブルスタンダードだなと思っているし、さらに、これは当局から提供された情報ですけれども、日本銀行法に、46条にこう書いてあるんです。「日本銀行は、銀行券を発行する」と。銀行券というのはキャッシュです。「日本銀行が発行する銀行券は、法貨として無制限に適用する」、無制限なんです。

そのおばあちゃんが、いや、ここじゃなきや駄目、ここでお金で何とかしてくれと言ったときに、いや、コンビニ行ってよと本当は言えない、実は、本当は言えないんです。だけど、今みたいな利便性ということになれば、そうなのかもしれないけれども、そのおじいちゃん、おばあちゃんにとっては、利便性がよくないということは、確かにあるなというふうに思います。

最後の質問なんですけれども、キャッシュレスという今流れが、どんどん47都道府県の中で、多分広がっているとは思うんですけども、今みたいな議論の中で、キャッシュじゃないと無理だよという。神奈川は、証紙の販売所の近くにコンビニがあるかもしれないけれども、田舎に行けば、多分そんなのないところもあると思うんです。そうすると、キャッシュレスと言いながら、現金での購入も可能だよと言っているような都道府県ってあるんですか。どっちも併用できるというところがあるんですかね、県によっては。

◎文化スポーツ観光局管理担当課長

恐れ入ります。キャッシュレスと。

◆亀井たかつぐ委員

キャッシュレス化になるんですという話なんだけれども、いや、キャッシュレスといつても、なかなか証紙を販売している近くにコンビニもないし、コンビニ行ってきてと言っても、どこに行けばいいのか分からないような地域もあるでしょう、都道府県によっては。

だから、神奈川県みたいにキャッシュレスにするんですよというところもあれば、キャッシュレスとキャッシュを併用するよという県もあるのかなと思って、疑問を感じて聞いているんです。

◎文化スポーツ観光局管理担当課長

つぶさに他県の状況を、すみません、把握はしておりませんけれども、会計局から聞いているところによりますと、他県でも、もう既に先行して、証紙を廃止してキャッシュレス化をやっているところございます。

そうしたところに、会計局のほうからいろいろ情報を取材していたところ、基本的に、証紙を廃止してキャッシュレス化したこと、大きなトラブルといいますか、苦情というか、そういったところはないというところで聞いております。

◆亀井たかつぐ委員

そうしたら、会計局に聞いていただければと思うんですけれども、私の今言った質問に答えていないので、ぜひそれはちょっと調べてお答えいただけますか。

◎文化スポーツ観光局管理担当課長

委員のおっしゃることにつきまして、会計局のほうに確認をさせていただきます。

◆亀井たかつぐ委員

では、次の質間に移りまして、次の質問なんですけれども、これはGREEN EXPO 2027における県出展についてということです。

当常任委員会の報告においても、GREEN EXPO 2027 神奈川県出展基本構想（案）について、そのうち、文化スポーツ観光局が所管するステージ出展については、さきの本会議において、知事から、オリジナルのミュージカルの制作、上演を検討しているという旨の答弁があったところでありますが、このステージパフォーマンスについて何点か伺いたいと思います。

まず、前回も出たと思うんですけれども、県が、GREEN EXPO 2027、やることによるテーマって何でしたっけ。

◎マグカル担当課長

「いのち輝く “Vibrant INOCHI”」でございます。

◆亀井たかつぐ委員

Vibrantの発音がちょっとあれかな。ちなみに、2025年の大阪・関西万博のテーマって何だか知っていますか、御存じですか。

◎マグカル担当課長

すみません、ちょっと失念しております。申し訳ありません。

◆亀井たかつぐ委員

じゃ、後ほどお願ひします。

次に、県は、GREEN EXPO 2027 の来場者をいろいろ見込んでいるかなとは思うんですけども、来場者数、または属性というか、どういう方が来るかということはどのように見込みますか。

◎マグカル担当課長

来場者数につきましては、国内外から約1,000万人以上の来場者を見込んでいるということでございます。

先ほど、すみません、御質問いただきました大阪万博のテーマでございます。「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマでございます。

来場者数が約1,000万人以上と見ておりまして……。

◆亀井たかつぐ委員

属性というか、どういう方が来るかなという。

◎マグカル担当課長

失礼いたしました。GREEN×EXPO2027ですが、主催者である公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会によりますと、出展につきましては、約70の国と国際機関の出展が想定されております。そうしますと、約1,000万人以上の方の来場者を見込んでいまして、国内外から様々な方、お子様から高齢者の方まで、いろいろな年齢層の、様々な国籍を持った方がいらっしゃるというふうに見込んでおります。

◆亀井たかつぐ委員

ミュージカルにしても、そういうこと、そういう方々が来るということを前提に考えているのかなとは思うんですけども、ミュージカルって、知事が大好きなミュージカルかなと思っているので、ミュージカルのほかに、何かほかのコンテンツって検討されていないんですか。

◎マグカル担当課長

いろいろな国の方、文化的な背景を持つ方々もいらっしゃいますので、そういう方たちに興味を持ってステージ観覧してもらうためには、ミュージカル以外にも、年齢や国籍を問わず、多くの方々が引きつけられるような魅力的なコンテンツを用意する必要があると考えております。そのため、県としましても、中催事場を活用して、ミュージカル以外にも、子供から高齢者まで、様々な世代の方が気楽に楽しめるような魅力的なコンテンツについても検討していくと考えております。

◆亀井たかつぐ委員

これは、ほかのコンテンツを、そこでいろいろ考えているということもあるんですけども、中催事場というのは、県だけで使えるわけではないかなと思っているんですけども、どのような形で県がそこに入り込むんですか。そして、どのような形で、そういうミュージカル以外のことを検討できるということなんですか。

◎マグカル担当課長

こちらの中催事場につきましては、GREEN×EXPOの全体運営を行つ

ている国際園芸博覧会協会、現時点では、中催事場の詳細な利用の内容ですかとかスケジュールとかというのが、決まっていないと聞いております。

想定としてなんですが、県によるミュージカルの上演以外にも、ほかの団体がイベントなどで中催事場、利用することは十分考えられますので、県としましては、今後も引き続き国際園芸博覧会協会と上演のステージの中身ですね、どんなふうに使っていくのかということにつきまして、具体的な日程などにつきましても調整した上で、プログラムについても詰めていきたいと考えております。

◆亀井たかつぐ委員

県だけじゃなくいろいろなところが使うんで、いろんなプログラムとか時間割とか、その辺のところを検討しながらという話なんですけれども、何かミュージカルだけは特出ししちゃっているんですよね。

ミュージカルはまずあると。そのほかのものに関しては、いろんなプログラムがあるんで、しっかり検討しなきやいけないという話になっているんだけれども、だったら、ミュージカルも始めから検討材料のうちに入らないといけないかなと思うんですが、それは、何でミュージカルはまずありきなんですか。

◎マグカル担当課長

まず、“Vibrant INOCHI”という県のテーマを、来場者の方にどうやつたら分かりやすくお伝えできるかというところで、最初に、庭園の出展、展示のほうの出展と、あとステージでのパフォーマンスという、その2本でお伝えするツールとしていきましょうということを検討いたしました。

ステージでのミュージカルでございますけれども、なぜパフォーマンスを選んだかというと、同じ空間で、同じ時間で、演じる方、それから制作側もなんですが、演者と受け手が同じ時間、同じ空間でテーマを共有するということで、よりメッセージが伝わりやすい、受け取られやすいというミュージカル、ステージパフォーマンスの特性がございます。

そういったことで、ミュージカル先行というよりも、どうやつたら来た方にお伝えできるかというところの手法で、ステージパフォーマンスは何を検討したらよいかというところで、一番ミュージカルが、歌もあって、演劇もあって、ダンスもあってというところでお伝えしやすいかと思って、ミュージカルを検討ということになっております。

◆亀井たかつぐ委員

これは、「いのち輝く “Vibrant INOCHI”」のコンテンツの中ではワン・オブ・ゼムですよね。ミュージカルじゃなくても、例えば別のものでもいいかなって思うんですね。周りは、だって日本庭園とか、見ていないので何とも言えないけれども、日本の文化を発信する場でしょう、そこは。日本庭園とか盆栽があつたり、その日本の文化を発信する場で、ミュージカルもうなんでしょうねけれども、一つ例を挙げれば、この間、日本の雅楽の演奏会に行ってきたんです。老若男女がいて、いや、こんな日本の雅楽、音楽なんて、

多分、子供は飽きちゃって、もう、うるさくなっちゃうんだろうなと思ったら、そんなこともなくて、子供たちが一番熱中しているというか、集中していたなというのもあって、だから、いきなりミュージカルって出てきたことに関してはすごく違和感があるんですね。

だから、日本の文化を発信するということだから、ミュージカルの中でも厳選されたとか、限定された内容にせざるを得ないことではあるし、それを持つていくのは非常に難しいし、だから、ミュージカルを、まずそれを立ち上げるというよりかは、全部の中の、あらゆる選択肢の中のこういうものって絞っていったほうが、私はよかったですんじやないかなと思うんで、だから、それをいきなり発表するのはどうかなと思ったんですから、ちょっと申し上げてるんですね。そのようなところ、どう思いますか。

◎マグカル担当課長

委員御指摘のとおり、世界各国の方がいらっしゃいますので、日本のすばらしいところというのも、もちろんお持ち帰りいただきたいと思っています。今回、出展する一番の目的というのが、県の施策というのも、いらした方にお伝えしたいということがございます。そういった意味で、GREEN×EXPOのテーマと、それから県の“Vibrant INOCHI”というメインテーマが一致するということで、県の施策もPRして、あと日本のすばらしさと神奈川県の魅力というのもお伝えしたいと思っています。

そういう意味で、ミュージカルという手法が一番分かりやすいと思って検討いたしましたが、そのほかの魅力的なコンテンツ、どんなものをお見せするかということについても検討を進めてまいりたいと考えております。

◆亀井たかつぐ委員

ステージパフォーマンスということなので、よりだから、GREEN×EXPOにマッチしたもの。それをどう来ている人、インバウンドで来ている方も大勢いらっしゃるでしょうから、そういう方が、やっぱり日本というか、神奈川の文化ってすばらしいなって、それが地元のお国に帰ったときに、それをしっかりと発信してくれるような、そのようなパフォーマンスにしてもらいたいなというふうに思っておりますので、課長がそこまでおっしゃるんであれば、すごく自信があるんだと思うので、すごく期待をしておりますが、それによって神奈川がどれだけ広がっていくかという、そこの期待値が私も広がったと思うんで、ぜひそれをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次ですけれども、県民ホール及び音楽堂の次期指定管理の選定について。これも、先行会派も、もうずっと聞かれておるので、結構重なってくる部分があると思いますが、もう1回、再確認のためにお聞きしたいなと思います。

今回、県民ホール本館を除いて、神奈川芸術劇場及び音楽堂については、令和7年度末で現在の指定管理期間が満了すると。そのため、次期指定管理者の選定を非公募で行うとの報告がありました。先ほどの質疑もそうです。非公募の理由等については、今までの質疑があったとおりで、県が公表している指定管理者制度の運用に関する指針では、原則として、募集方法は公募なんだけれど

ども、非公募とする場合は例外等の記載がありますと。非公募は特別な場合とされている中で、これは、今回は非公募とした理由について何点か伺いたいと思うんですが、まず今まで、県民ホールですとか芸術劇場、また音楽堂に関しては、初めからずっと指定管理に関しては非公募だったんでしたっけ。

◎文化課長

指定管理につきましては、平成18年度から第1期の指定管理期間が始まっております。このときは、公募により、県民ホールと、まだ、KAATがない時代ですので、県民ホールと音楽堂を、それぞれ公募により募集をして、結果として、指定管理者が芸術文化財団になったというような状況です。

その後の第2期、平成23年度から27年度までになりますけれども、こちらは、このとき、KAATが新しくできたということがございますので、KAATと県民ホールを、まずこのときは、2館一体ということで一応やらせていただいております。2館一体の部分につきましては、KAATの運営を円滑にスタートを切るために、ここは非公募ということできさせていただきました。音楽堂については、このとき別に公募で選定を行いまして、こちらも公募の部分も含めて、芸術文化財団を最終的には選定されたと、そのような状況でございます。

その後の第3期から現在に至るまでは、3館一体ということで、これは全て非公募で芸術文化財団を選定していると、そのような状況でございます。

◆亀井たかつぐ委員

公募と非公募で、やっぱりメリット・デメリットがあると思うんですけども、非公募にするときのメリットを、もう1回、再確認で教えてもらっていいですか。

◎文化課長

まず、非公募のメリットとしては、今3館、演劇、クラシック音楽、そして、オペラ、バレエなど幅広い分野の公演を、また、県民向けの体験型の事業などを企画・制作しております。こうしたものを実施するための知識、ノウハウ、人的ネットワークが蓄積されており、施設の管理でありますとか、事業の運営というのを安定的に行える、こういったことが、そういった団体を選べることができるといったことが挙げられます。

また、これまで県内の市町村や文化施設、文化芸術団体と連携して事業を実施してきた実績がありまして、多くの施設と、そして団体とつながりを持っている、そういうしたこと。そして、県の文化施策の方向性を理解していて、県と一体となって様々な施策を展開できると、そのようなメリットもございます。

また、今回の指定管理期間の特有の事例ではございますけれども、令和7年度から県民ホールが休館になりますて、休館中に、できるだけ文化芸術が後退しないような施策を展開したいと考えておりますので、例えば、7年度から始めたそういう施設が、令和8年度以降も一層発展していくこと、同じところがやることによって発展させていくことができると、そのようなメリットもあ

ると、そのように考えております。

◆亀井たかつぐ委員

今メリット、いろいろ聞かせていただいたんですけども、デメリットもあると思うんですね、デメリットは。

◎文化課長

非公募で指定管理を選定するデメリットということですけれども、長期間、同一の団体が指定管理を継続する。また、そうした場合に、例えば、中に入っている委託の事業者も固定されてきてしまうということがございますので、管理運営が現状維持の状態になってしまふというおそれがあり、改善意欲というのが生まれづらくなると。そのようなデメリットが発生するおそれがあるということです。

また、事業の実施におきましても、新たな発想やアイデア、同じ団体なので、そういったものが生まれづらくなる。また、先行会派の質疑でもちょっと御指摘ありましたけれども、サービスの停滞とか、ちょっと緊張感が失われるとか、そういったおそれもあると、そのように認識しております。

◆亀井たかつぐ委員

メリット・デメリットをしっかりと勘案していただいて、今回、非公募という話になったんですけども、ずっと今の比較、考慮した結果、非公募にしたというその理由づけ、それをちょっと教えてもらっていいですか。

◎文化課長

非公募を選択する際には、一方で、公募のメリット・デメリットも考慮して、その比較の上、非公募ということを選択しております。

公募のメリットとしては、先ほどの逆の部分もございますけれども、複数の団体が競い合い、サービスが向上するとか、新しい事業者が選定されて、これまでと異なる新しい発想やアイデアで事業展開が期待できるといったことがメリットとしては考えられます。

また、公募のほうのデメリットとしては、新しく選定される管理者が、一から市町村や関連団体と関係を築いていかなければいけないという可能性があること。また、先ほどちょっと申し上げたような、令和7年度から実施するような休館中の取組について、また一からリセットされてしまって、一から構築し直すということが発生するおそれがあることがございます。

また、ちょっとデメリットという点でございますけれども、今回3年間という期間で提案させていただいておりますけれども、新規の事業者の場合、なかなか3年間という短い期間ですと、そういった諸々事業の準備等にかかる時間もございますので、充実した事業が実施できないおそれもある。

また、これは民間事業者が参入した場合の一般的なことになりますが、採算が取れない場合、指定管理期間が終わったらすぐに撤退してしまって、ちょっと継続性が図れなくなるおそれがあると、そのようなデメリットも考えており

ます。

このようなメリット・デメリット、公募・非公募双方に比較した結果、非公募のほうがメリットが大きく、デメリットが少ないのでないかと考えて、非公募を今回選択しております。

◆亀井たかつぐ委員

分かりました、理由づけはよく分かりました。

でも、原則公募で例外非公募なんですね。だから、それは要するに、非公募にするメリットを凌駕するような、要するに、メリットを持った企業・団体がもしかしたらあるかもしれないし、非公募のデメリットよりも、はるかに少ないデメリットで仕事をしてくれるような企業・団体もあるかもしれない、そのような可能性を追求するために公募制度というのがあると思っているんです、私。

だから、そういう芽を潰してしまっているということは確かにあると思うし、長年の経験から、皆さん方の経験からして、そのような芽を潰すというふうなリスクよりも、もしかしたら非公募のほうの、今、皆さん方が選んだほうがリスク一じやなくて、もうよりよいものができるんだっていうふうな判断だったかもしれません、もしかしたら、だって、そんなここまでしっかりとやってくれる指定管理者なんかいないですよって、いないことの証明なんかできないので、ぜひそこは、県民の皆さんに対してのアピールも含めて、ぜひ公募制度というのは、しっかりと取組を強化していくかなきやいけないなと思うんですけども、その辺はいかがですか。

◎文化課長

今回は、県民ホール休館になった直後、また、その後の県民ホール本館のほうの指定管理の状況も分からぬといいうちょっと特殊な状況の中で、これまでの取組を確実に推進していくというところを重視しまして、今回は非公募ということにさせていただきたいと考えております。

ただし、将来にわたってずっと非公募かということを申し上げますと、県民ホールが、再整備が方向性が決定して、その後、じゃ、どのような形で、県民ホール本館も含めて指定管理を組み立てていくかということを考える中では、当然、公募という選択肢も排除することはせずに、しっかりと検討して、他県の事例等も検討しながら、そういった可能性をいろいろと検討していきたいなと、そのように考えております。

◆亀井たかつぐ委員

今の課長の答弁からすると、これからも3館一体で指定管理が望ましいのか、それとも、もしかしたら、再整備後の県民ホールの在り方というか、貸館の、要するにシェアの仕方とか、その辺もところもあるでしょうから、それによつては、もしかしたら公募になるかもしれない。県民ホールだけ公募になるのか、ほかのところも合わせてなのか分かりませんけれども、これ具体にどういうことになつたら公募で、こういう状態だったら非公募というのは、今考えている

ことってあるんですか。

◎文化課長

まだ、ちょっと建物がどうなるか、そういうことも含めて検討中というところでございますので、いろいろな可能性があって、今の段階で、こうというのを申し上げられないんですけれども、まず、今、委員からも御指摘がありましたように、県民ホールの本館が再整備後どれぐらい、例えば貸館と言われている、要は、一般的にコンサートとかを借りたところが主催をしてやっていくようなものが、割合が多いということになると、そういう施設については、他県でも公募でやっているような事例も多いというふうには認識しております。なので、まず、館自体が主催する事業、そして、貸館による事業というのを、割合をどれぐらいに設定するのか、そういうことを、まず検討する必要があるのかなと思っております。

また、3館一体かどうかというも一つ大きな根拠というか、公募・非公募を選ぶ理由になっているかと思いますけれども、3館一体、今の状況を見ますと、チケットレス、チケットの発券業務などを3館共通業務にしておりまして、そうしたものでいろいろ効率化とか、障害がある方のサポート、鑑賞サポートとか、インターンシップの受入れなどについて、3館一体でやっていることのメリットが今かなり出ております。

ただ、そういうところも含めて、じゃ、3館がいいのか、ただ、県民ホールの新しい性質を考えて単独でやれるのか。また、指定期間についても、今、現在5年ということでやっておりますけれども、他の自治体では10年というようなケースもあるんですね。そういうところも含めて、じゃ、公募の場合は、どういった条件であれば公募ができるのかと、そういうところをまず研究させていただきまして、公募の可能性も含めても探っていきたいなと、そのように考えております。

◆亀井たかつぐ委員

分かりました。これから横浜市とのやり取りも、局長もこの間お話をされたように、トップ同士でしっかりと、いろいろ考慮して取り組んでいきますという話もあったので、これからだんだんそういうことが明るみになってくるのかなと思います。また、それが分かれば、ぜひ教えていただければというふうに思います。

最後ですけれども、先ほど課長おっしゃったけれども、公募の場合に、例えば、民間事業者が一度参入したと。採算が取れないか、それともやりにくかつたのか知らないけれども、1回手挙げてやったんだけれども、次、手挙げなかつたと。そうしたときに、公募で手を挙げたところが5年なら5年、指定管理として仕事をしていたので、次、手、挙げるところがいなくなっちゃうとか、そのノウハウを引き継ぐところがなくなっちゃったとかというのであれば、非常に問題だなと思うんですけども、でも、やっぱり公募の制度というのは、そういうリスクはつきものですね。

そういうことが前提で話が進んでいるわけであって、もし今、課長が懸念さ

れるようなことがあるんであれば、そういう具体例があれば教えてもらいたいのと、もし、そういうことが防げるんであれば、どういうことをすれば防げて、いい公募制度を維持できるのかというのを、二つ教えていただいていいですか。

◎文化課長

まず、事例のほうになりますけれども、やはり指定管理者、県ではございませんけれども、市町村の文化施設で、一度、民間事業者が参入をして指定管理を行いましたと。指定管理期間は、当然きっちりとやっていただいたというふうに聞いておりますけれども、なかなかやはり、想像ではございますけれども、思ったより採算が取れなかつたということだと思いますが、そうしたこと、次からはもう手を挙げませんということを言われたという事例があるのは聞いております。その際、それまでそこの自治体も、自治体が持っている芸術文化財団のような団体がやっていたんですけども、一指定期間が空いてしまったので、なかなか次の指定管理を受けたときに、ノウハウが大分なくなっていてかなり苦労されたと。ちょっとほかの団体からも応援をもらいながらやったというようなケースがあると、そのようなことは承知をしております。

それを、じゃ、どうやって防ぐのかというところが大変難しい課題ではございますけれども、一つは、今、我々非公募でやっているので、どうしても次もお願いできるというような想定で動きがちではございますけれども、民間事業者が入った場合は、撤退の可能性というのを常に意識をしながら取り組んでいくことが必要だと考えております。

具体的には、まず、指定管理者と日頃からコミュニケーションを取る機会ありますけれども、そういう中で、将来のそいつた団体がやっていく気があるのかとか、そういう動向をまずしっかりと把握していくとともに、採算が取れないという何か事情があると思いますので、指定管理者の収支計画、実績等を定期的に把握して、必要に応じて、例えば協定を見直すとか、そいつた柔軟な対応をしていくことも重要ではないかと考えております。

また、最悪、撤退された場合ということを想定して、指定管理の引継ぎ期間を、例えば、これまで以上に長く設定をするとか、また指定管理の応募期間を少し長めに十分に設定するとか、そいつた対策も考えられるのではないかと考えております。

◆亀井たかつぐ委員

先ほどの質疑もありましたけれども、やっぱり今の物価高もあってなかなか難しい、経営はね。神奈川県としてもそうだし、一般事業者としてもそうだと思うんで、ぜひそういうところもしっかりと見ていただきながら、いい公募制度、これを維持できるように取組を進めていただくことを要望して、質問を終わります。